

わたしたちの文化財

京都府文化財保存活用大綱 概要版



京都府教育委員会

丹後

育まれた海の文化

海上交易で勢力を誇った豪族の前方後円墳をはじめ、天橋立、漁村風景、港町から近代の軍港に至るまでの豊かな景観を残しています。



天橋立(宮津市、特別名勝)



伊根町伊根浦(伊根町、重要伝統的建造物群保存地区)

丹波

山と水が織りなす文化

丹波を流れる由良川や桂川による水運、江戸時代の城下町、豊かな山と水の恵みを受けた農村風景を残しています。



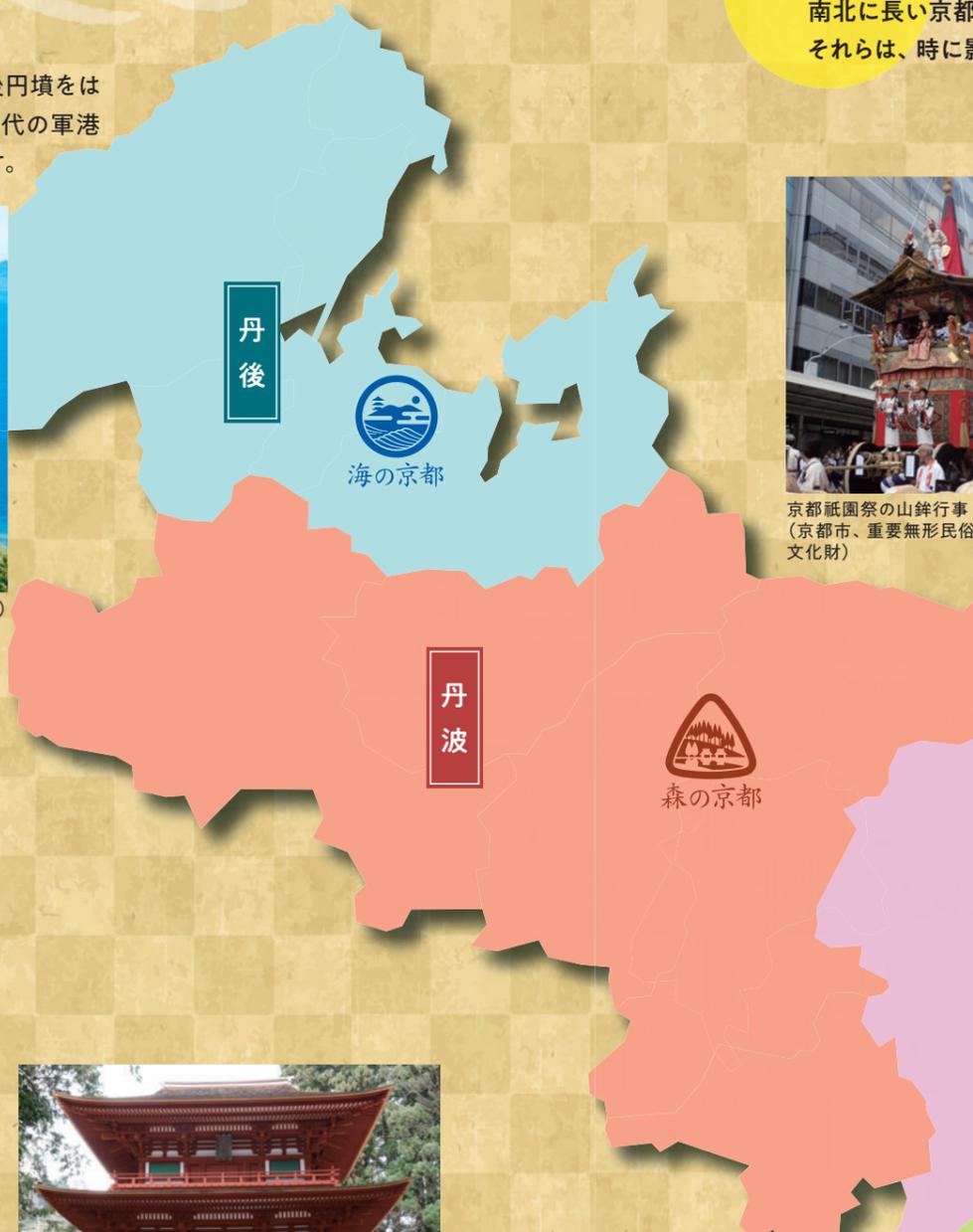
南丹市美山町北(南丹市、重要伝統的建造物群保存地区)



光明寺二王門(綾部市、国宝)

地域ごとに個性あふれる京都府の文化財

南北に長い京都府では、その地域の気候や風土により、独特の文化が各地で育まれました。それらは、時に影響し合いながら、質・量ともに豊かな京都の文化財を形作っています。



丹後



海の京都

丹波



森の京都

京都市

山城



京都祇園祭の山鉾行事(京都市、重要無形民俗文化財)

千年の文化都市

平安京遷都以降、長い間都が置かれたことで、朝廷や社寺、町人などの文化が融合して、日本を代表する文化都市が形成されました。



清水寺本堂(京都市、国宝)



竹の里・乙訓

恵解山古墳(長岡京市、国史跡)



お茶の京都

交流する人、物、文化

西国街道や桂川、木津川、宇治川など、水陸の交通の要衝として栄えるとともに、政治・文化の中心となる奈良や京都の影響を強く受けつつ、独特の文化が育まれました。



和束町の宇治茶の茶畑景観(和束町、府選定文化的景観)



蟹満寺銅造釈迦如来坐像(木津川市、国宝)

京都市

山城

さまざまな種類の文化財

有形文化財



建造物、美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書など）といった形のあるもの

無形文化財



伝統的な演劇、音楽、工芸技術など、人を通して表現される形のないもの

民俗文化財



衣食住や生業で使われる民具、信仰や年中行事に関わる風俗慣習、民俗芸能等。有形と無形に分類される

記念物



古墳、城跡、旧宅などの「史跡」、庭園、橋梁、海浜、山岳などの「名勝」、動物、植物、地質鉱物の「天然記念物」の3分野よりなる

文化的景観



その地に暮らす人々の生活や生業、地域の風土によって形成された景観地

伝統的建造物群保存地区



周囲の環境と一体となって、歴史的に形成されてきた伝統的な建造物群

以上の6種類の文化財のほか、つぎのものも保護の対象となっています

埋蔵文化財



主に遺跡と呼ばれる、土地に埋蔵されている文化財

文化財の保存技術



文化財の保存に必要な修理、復旧、復元、模写やそれに必要な用具・材料の生産、製造、修理などの技術

府独自

文化財環境保全地区



有形文化財や記念物を保存するため、その周辺環境を合わせて保全するために設定された地区

文化財を守る仕組み

●国や自治体による文化財の指定・登録等

国や都道府県・市町村などの自治体は、法や条例に基づいて文化財の指定・登録等を行ってきました。

国	指定文化財 登録文化財 (国宝、重要文化財、史跡などが該当)
都道府県	指定文化財 登録文化財 暫定登録文化財 府独自!
市町村	指定文化財 登録文化財
未指定文化財	行政による保護措置が 取られていない文化財

●京都府暫定登録文化財

京都府では、行政などの保護措置が取られていない「未指定文化財」を幅広く保護するための「暫定登録文化財」制度を、平成29年に創設しました。これにより、「未指定文化財」を早期に保護し、損壊、流出等の防止を図っています。



文化財を取り巻く現状と課題

京都府文化財保存活用大綱

文化財の保存及び活用に関する京都府の総合的な施策の大綱

目的

●文化財の保存と活用の基本的な方向性等を定め、これを明確にすることで、府内における適切な文化財の保存と活用を推進する

役割

●京都府が、府内の文化財の保存・活用を図るために講ずる措置を示すこと
●市町村の「文化財保存活用地域計画」作成に際しての指針を示すこと

文化財の指定等による保護と継承

現状

●文化財の指定等件数の地域的な偏り
●文化財の管理にかかる所有者の負担の増大

課題

◆調査の推進、体制の整備
◆所有者負担の緩和

文化財の維持管理と保存継承

現状

●過疎化・少子高齢化による地域コミュニティの衰退
●伝統的な行祭事の後継者不足
●地域にある社寺等の維持が困難に

課題

◆将来の文化財の担い手不足の解消
◆保護する枠組みの整備

文化財保護を支える技術の継承

現状

●価値観の多様化や生活様式の変化による文化財に関わる産業の衰退

課題

文化財修理技術者の技術向上や後継者の育成

活用資源としての期待の高まりと不安

現状

●文化財の活用資源としての期待
●活用促進にあたっての様々なリスク

課題

防犯対策や文化財の保存と活用の均衡の取れた施策の推進

近年の文化財の防火・防災意識の高まり

現状

●多発する自然災害
●文化財のき損などの被害

課題

防火・防災対策の充実

文化財を未来へつなげるために

目指すべき将来像

府内各地で守り育てられた文化財が、地域に愛され、誇りとして適切に保護・継承されていること

文化財は、地域の人々にとって、身近で、心のよりどころとしてかけがえのないものです

今後の文化財保護のあり方

- 文化財の本質的な価値を保つことを前提に、時代の流れや社会の変化に対しやむを得ない場合には、必要に応じて調和の取れた変化を容認
- 文化財の保存・活用をより効果的で持続可能な取組とする施策の推進

文化財保存・活用のための基本的な方針

①文化財の指定等による保護の促進

未指定文化財の調査の充実／文化財の指定等の推進／地域にとって文化財の持つ意味やその価値を明らかにする／関係機関との幅広い連携／文化財の所有者への支援

②文化財の保護体制の強化

地域が一体となって文化財を守り伝える仕組みづくり／文化財保護にかかわるさまざまな団体や関係機関の連携強化／保存と活用への幅広い経験を持つ人材を配置／将来にわたる文化財の保護、継承の担い手の育成

③文化財保護を支える技術等の継承

修理等に関わる技術の継承／文化財の修理に必要な材料、道具類を扱う産業の継続

④文化財の地域的な保存・活用の促進

地域コミュニティの活性化、まちづくり施策、地域の福祉に大きな役割／未指定を含めた、文化財を面的に把握、価値づけ、幅広く保存・活用／文化財の保存と活用の均衡を重視



これらの方針を勘案し、市町村や所有者は、文化財の保存や活用の計画を作成

市町村

文化財保存活用地域計画

文化財の保存・活用に関する基本的な計画で、市町村が目指す目標や、中長期的な取組内容を記載したもの

文化財所有者

文化財保存活用計画

文化財の保存・活用に関する具体的な取組や内容を定めた基本的な計画で、所有者・管理団体が作成するもの

防災・災害発生時の対応

- 文化財所有者のための防災対策マニュアル
- 国宝・重要文化財防火対策ガイドラインの活用
- 地域が一体となって文化財を守る体制づくり
- きめ細やかな視点からの防災対策の強化

京都府の取組

京都府では、文化財保存活用大綱の策定にあたり、以下の取組を行います。

1

文化財の指定等による保護の促進

- 未指定文化財の指定・登録及び暫定登録等の推進
- 文化財建造物の適切な周期による保存修理
- 保存修理事業に係る調査成果等の公開・活用
- 文化財所有者・管理者の維持管理、保存修理、修景整備事業への支援

2

文化財の保護体制の強化

- 自治体間の連携を強化し、地域で文化財を守り伝える仕組み作り構築
- 学校教育や社会教育における、文化財を未来へつなぐ心の教育の強化

3

文化財保護を支える技術等の継承

- 文化財の修理等にたずさわる技能者の技術の向上、後継者育成
- 学校教育と連携した技能者と接する機会を増やす取組

4

文化財の地域的な保存・活用の促進

- 史跡や埋蔵文化財等の公開・活用
- 丹後・山城両郷土資料館での文化財の公開・活用
- 適切な文化財の活用にかかる環境整備の促進
- 世界文化遺産の新規登録（「宇治茶の文化的景観」「天橋立」）への取組

5

府内の市町村や博物館等における専門的人材の確保・育成

- 文化財専門職員の専門的な研修による資質の向上
- 大学等の研究機関との連携や人材育成に関する研修の実施
- 豊富な知識や経験を有する文化財保護指導委員による文化財巡視

6

京都府が所有・管理する文化財の保存と活用

- 京都府が所有・管理する文化財の適切な保存と活用を関係機関・市町村とともに推進
 - ◆ 建造物／府庁旧本館 旧日本銀行京都支店など
 - ◆ 史跡名勝天然記念物／嵐山公園 丹後国分寺跡など
 - ◆ 美術工芸品／東寺百合文書 京都府行政文書など
 - ◆ 府立丹後・山城郷土資料館

府の市町村への支援の方針

- 市町村が「文化財保存活用地域計画」の策定を進める取組を支援
- 市町村の取組と一体となり、未指定・指定等文化財の保存・活用を推進

府の文化財の保存・活用の推進体制

- 国、府、市町村、文化財にかかわるさまざまな機関、団体等との連携の推進

文化財とともに生きる

文化財は、古くから地域の人たちが慣れ親しみ、自らと地域とを繋ぐ絆として存在してきました。それは地域で行われる祭りや行事、風景の中に溶け込んでいる神社やお寺、丘の上に見える古墳、またそれらを取り囲む森などの場合もあるでしょう。

このような、様々な文化財を保護し、伝えることは、地域の人たちにとって、こころ安らかに生活を営み続ける上での大きな支えになることでしょう。

文化財を守り育て、ともに生きること、そのような明るい未来を私たちは目指します。



日常生活に溶け込むように、みなさんの身の回りには、未指定・指定を含めたさまざまな文化財があります。上の絵の中には、どのような文化財があるでしょうか。

→中面、「さまざまな種類の文化財」をご覧ください。

京都府文化財保存活用大綱についてはホームページをご覧ください

<http://www.kyoto-be.ne.jp/bunkazai/cms/>

令和元年度文化庁
芸術振興費補助金

京都府文化財保護課

